債権差押命令申立の予納郵便切手について

金沢地方裁判所本庁・七尾支部　債権執行係

令和５年１０月１日の郵便料金変更に伴い、同日以降に申し立てられる債権差押命令申立事件の予納郵便切手は、次のとおりです。

令和５年１０月１日以降の予納郵便切手

債権者、債務者及び第三債務者が各１名の場合　２，９８２円

内訳	第三債務者送達用	１，２５０円（特別送達）
	陳述書返送用	４３４円（簡易書留）
	債務者送達用	１，２０４円（特別送達）
	債権者通知用	９４円（普通郵便）

※ 第三債務者が１名増えるごとに、１，６８４円（１，２５０＋４３４）円を追加

なお、執行費用として認める範囲は原則として次のとおりです。
① 令和５年１０月１日以降の申立てについては上記全額、
② 同年９月末日まで申立てについては債権者・債務者・第三債務者各１名の場合は、２，７４２円（１０月間近等、ご不明な場合はお問い合わせください。）

問い合わせ先

〒９２０－８６５５　金沢市丸の内７番１号
金沢地方裁判所債権執行係
TEL　０７６－２６２－４６４２

〒９２６－８５４１　石川県七尾市馬出町ハ部１番地の２
金沢地方裁判所七尾支部債権執行係
TEL　０７６７－５２－４６０１